

日本学術会議の在り方について（具体化検討案）

令和4年12月21日
内閣府総合政策推進室

グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など、政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきており、また、世界が直面する重要課題等に政府等と日本学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことが、「科学技術立国」の実現や国際社会におけるプレゼンスの向上等のためには不可欠である。

政府としては、こうした認識の下、政府・産業界・社会等と問題意識や時間軸等を共有しつつ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化することとし、日本学術会議を国の機関として存置した上で、活動や運営の徹底した透明化、ガバナンス機能の迅速かつ徹底的な強化を図ることとした。

今後、「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日内閣府）に基づき、日本学術会議の意見も聴きつつ、以下の事項を中心に内閣府において法制化に向けて必要な検討・作業等を進め、令和5年通常国会に所要の法案を国会に提出することを目指す。

1 中期的な事業運営方針（6年）の作成 [「方針」1]

日本学術会議において「期」を超える中期的な事業運営方針を定め、活動及び運営に関する基本的な考え方・事項を対外的にも明らかにする枠組みを整備し、活動及び運営の透明化、行政・産業界・社会等との対話機能の強化等の促進を図る。

《例》

- ① 職務に関し重点的に取り組む事項（審議及びその実現、大学等との連携、国際活動等）
- ② 行政・産業界・社会等との理解の促進、対話機能の強化に関する事項
- ③ 委員会の設置基準・構成など組織編制に係る基本的な事項

2 科学的助言機能の強化 [「方針」2]

科学に関する重要事項の審議及びその実現の方策について、中長期的視点、俯瞰的視野、分野横断的な検討が担保され、かつ、緊急性の高い課題についても適切な取組が可能となるよう、幹事会が必要に応じて各部に調整、援助、助言等を行うことを明確化する。

幹事会のリーダーシップを通じ、行政・産業界・社会等との問題意識や時間軸等の共有、課題設定、レビュー、フォローアップ等が適切に行われるようガバナンス強化の促進を図る。

3 委員会・分科会等の見直し [「方針」3]

委員会の設置基準、編成方針を事業運営方針の中で明らかにすることなどを通じ、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に適時適切に対応できるような組織編制への取組の促進を図る。

グローバル社会が直面している地球規模の課題や新興技術と社会との関係に関する課題など新たなニーズに適切に対応するための体制強化を図ることとし、情報・環境などの新たな分野・融合分野への対応態勢の強化を進める。

4 会員・連携会員に求められる資質等の明確化[「方針」4]

《会員等に求められる資質、選考に当たっての考慮事項など明確化を図る事項の例》

- ① 優れた研究又は業績
- ② 分野横断的な見識、異分野間の対話能力等、国際的な業績
- ③ 年齢、性別、所属機関の種類及び所在地等のバランス
- ④ 新たな学問分野・融合分野からの積極的な登用
- ⑤ 会員等以外から推薦された候補者の積極的な登用

5 選考・推薦及び内閣総理大臣による任命 [「方針」5]

高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

- ① 幅広く多様な人材の中から会員・連携会員の候補者を選考できるようにするため、会員等以外の者にも推薦を求める仕組みを導入する。
- ② 会員等以外の第三者から構成される委員会を設置し、選考に関する規則や選考について意見を述べることにより、会員等の選考プロセスの透明性の向上・厳格化等を図る。日本学術会議は、委員会の意見を尊重する。
- ③ 会員等の次期改選(現行法では令和5年10月)は、制度改正後より透明かつ厳格な新たな選考プロセスによって行う。
 - ・選考に関する規則の作成や選考に必要な期間として、次期改選は1年半程度延期する。これに伴い、現会員等の任期も、延長された改選の時期を念頭に置いて必要な調整を行う。

6 活動の評価・検証等 [「方針」6]

独立して職務を行う日本学術会議には活動及び運営の透明性が他の行政機関以上に求められることから、日本学術会議において、外部有識者の意見を聴きつつ、目標・評価基準等を明確に定めた上で自己評価を行い、結果を公表する仕組みを確立し、活動及び運営の改善に資する。

7 財政基盤 [「方針」7]

活動及び運営、支出などについて不斷の見直しを行うことを前提に、日本学術会議に関する経費は、引き続き国庫の負担とする。

8 改革のフォローアップ [「方針」8]

- ① 改正法の施行後3年及び6年を目途として、日本学術会議の改革の進捗状況、活動や運営の状況等を勘案しつつ、より良い機能発揮のための設置形態・組織体制の在り方等について検討を加え、必要があると認められるときは、国とは別の法人格を有する独立した組織とすることも含め、最適の設置形態となるよう所要の措置を講ずる。
その際、新たな選考方法に基づき選考された会員等の活動状況等も踏まえつつ、会長・会員等の位置づけ、会員数、会員・連携会員の種別、任期等についても、検討することとする。
- ② 国とは別の法人格を有する独立した組織とする場合には、財政基盤の在り方等についても併せて検討し、新組織が必要な活動を行いうるよう配慮するものとする。